2　地震及び津波被災地における農業・農村の復興の方向性と具体の施策

地震及びそれに起因した大津波により農地や農業用施設に甚大な被害を受けた地域においては、早期の営農再開と地域の復興に向け、震災発生直後から国や都道府県の農村振興技術者を被災地へ派遣し、全力で復旧・復興に取り組んできた。その結果、地震により被災した農地や農業用施設についてはそのほとんど全ての復旧が完了した。

また、津波被害に対処するため、国は、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）を制定し、除塩を土地改良事業として位置付けたほか、国や県等が緊急に行う災害復旧やこれと併せて行う区画整理等を実施できるようにした。

津波被災地においては、農地について、がれき・ヘドロの除去、除塩や畦畔（けい）の修復などの復旧を進めるとともに、基幹的農業水利施設である排水機場等について、可能なものから早急に復旧を進めてきた。その結果、平成27年度までに津波被災農地の74％で営農再開が可能となり、復旧が必要な主要な排水機場の93％で完了又は実施中であるなど、着実に復旧が進捗している。

いまだ復旧していない農地や農業用施設について、復興・創生期間における基本方針では平成30年度までの復旧完了を目指すこととしており、とりわけ被害が甚大で、他の復旧・復興事業や地元関係者等との調整が必要な農地等においては、引き続き、地域の実情等を踏まえきめ細かく対応する。

さらに一部の地域では、単なる復旧にとどまることなく将来を見据えた復興となるよう、復旧と併せた農地の大区画化や集積・集約化、６次産業化等に取り組んでいる。

例えば、津波により農地や農業用施設等が甚大な被害を受けた仙台市東部地域では、直轄災害復旧事業「仙台東地区」を実施し、約2,000haの農地や農業用施設の復旧、除塩と併せ、農地の大区画化を推進している。同事業の井土地区では、震災により地域の８割の農家が離農したが、残された15戸の農家が地域農業を再生するため、平成25年１月、農事組合法人井土生産組合を立ち上げた。大区画化した農地約100haにおいては、平成26年４月より、水稲だけでなく、ねぎ、たまねぎ、レタス等の野菜を取り入れた複合経営に取り組んでいる。同事業の受益地内では、このほか８つの生産組織が震災後に設立されるなど、大区画化整備等を契機とした農業生産組織の設立の動きが被災地全体で広がりを見せている。

また、農地の復旧が進む東松島市野蒜（のびる）地区では、離農農家の農地を引き受けた法人経営体が、新たな付加価値の創出を目指して６次産業化に取り組むとともに、豊作と復興を願う祭りの開催や交流の場となるデイサービス施設の運営を主導し、地域のコミュニティをつなぐ役割も担うなど、新たな復興の形が生まれつつある。

東日本大震災により農地や農業用施設が甚大な被害を受けただけでなく、多くの農家が離農した地域において、復旧と併せた農地の大区画化や集積・集約化とともに、これらを契機とした６次産業化等に取り組むことが有効である。本計画の期間と重なる「復興・創生期間」においては、強くしなやかな農村地域のモデルとなるよう、「集中復興期間」における取組の更なる進展を図る。

3　原子力災害被災地における農業・農村の復興の方向性と具体の施策

福島において基幹産業である農業・農村の復興に向け、その牽引（けん）役として農地等の適切な復旧・復興を図る必要がある。このため、福島の避難指示区域内の農地や農業用施設については、避難指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえつつ復旧に向けて取り組む。

農地等の除染については環境省又は市町村が実施し、農林水産省は農地の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進するなど、連携して取り組んでいるところである。また、農地の除染に併せて区画整理等を一体的に実施する例も見られる。原子力災害と津波被害を受けた地域においては、農地等の除染の後、津波被害からの農地復旧を進めるとともに、復旧と併せて農地の大区画化等に取り組む地域も見られており、こうした取組を推進していく。

農業用施設等については、農地の復旧に先行して大柿ダムなどの農業用施設等の復旧への取組が進んでおり、除染の進捗状況を踏まえつつ段階的に被災状況調査や農業用施設等の復旧を進めていく。

さらに、福島県内のため池等について、営農再開・農業の復興の観点から、放射性物質の実態や利用・管理の支障状況等を調査し、これらの結果等を踏まえ、放射性物質対策が必要なため池において効果的かつ効率的に対策を実施できるよう、技術マニュアルを取りまとめ公表した。こうした成果を活用し、安全で安心な農業用水の利用が図れるよう取り組んでいく。

本計画の期間と重なる「復興・創生期間」においては、これまでの取組の更なる進展を図るとともに、避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示解除に向け、避難している住民が帰還後速やかに営農を再開できるよう、農地や農業用施設の計画的な復旧・整備、農業水利施設の保全管理、ため池等の放射性物質対策等を推進する。

第５　計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

1　土地改良制度の検証・検討

人口減少や高齢化、大規模経営体と小規模農家への二極化、土地持ち非農家の増加、農地中間管理機構の活動の本格化など農業・農村構造の変化の進展に伴い、土地改良事業の実施に際しての関係者の意識やニーズ、農地や農業水利施設の維持管理、土地改良区の組織運営等に影響が生じることが想定される。そうした構造変化等を見極めつつ、農地の担い手への集積・集約の加速化が求められていることを踏まえ、土地改良事業や土地改良区の現状やニーズ等について把握、分析し、土地改良区等関係者の意見も踏まえながら、将来の課題等に適切に対応できるような土地改良制度の在り方について検討することが必要である。

このため、

①　農地の担い手への集積・集約の加速化に向けた農地中間管理機構との連携の在り方

②　将来の地域農業を担う経営感覚に優れた経営体の意向を適切に反映するとともに、地域の貴重な財産である農地や農業水利施設を次世代に適切に継承できるような事業参加資格者の在り方

③　農業水利施設の整備内容が新設から更新主体となる中で、施設の更新をより円滑に実施することができる制度の在り方

④　農業水利施設等の整備・管理という本来の役割に加え、農村協働力を支えるという役割が、将来にわたって発揮できるような土地改良区の在り方

等を切り口として土地改良制度の検証・検討を行う。

2　関連施策や関係団体との連携強化

各政策目標の達成に向けた土地改良事業の効果を早期に発現させる観点から、土地利用調整・営農・経営・販売に対する指導、機械の導入支援、鳥獣被害対策等の農業・農村に関連する様々な施策や他府省所管の施策との連携の強化を図り、相乗効果を高めながら事業を実施する。

その際、国、地方公共団体、農協、農業改良普及部局、土地改良区、農業者、地域住民、女性、高齢者、農業参入した企業等の関係団体や人材が、自らの役割を認識し、信頼関係を構築しつつ連携強化を図り、効果的かつ効率的に施策を推進するとともに、行政（公）と地域の課題を知っている住民等のつながり（共）を深めるような視点にも留意する。

また、地域の有する食料自給力の十分な発揮、防災・減災対策の効果的な実施、被災後の復旧における円滑な対応等を図るためには、可視化された情報を関係者が共有し活用することが有効である。このため、基幹から末端に至るまでの農業水利施設の一体的な保全管理やハザードマップの作成、災害復旧対応等に当たり、地理情報システムの活用を一層推進する。

3　技術開発の促進と普及

農業の体質強化、自然災害リスクの高まり等の様々な課題に対応し、本計画で掲げた政策目標の達成に資するため、水管理や営農作業の省力化技術、豪雨情報等の関係者へのリアルタイム提供システム等の新技術の開発に努めるとともに、その円滑な導入・普及に向け、産学官の連携、情報提供体制の整備、技術系職員を対象とした研修の実施、国の計画設計基準等の技術書の普及・啓発、現場における技術実証等の取組を促進する。こうした取組を計画的かつ効果的に推進するため、今後の技術開発の推進方向を示した新たな技術開発計画を策定するとともに、技術開発の進捗状況の把握、効果の検証などのフォローアップを適切に実施する。